

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年5月26日

## 1 入札に付する事項

### (1) 件名

令和5年度避難退域時検査場所候補地における各種調査及びレイアウト作成業務

### (2) 目的・業務内容

原子力災害対策指針では、原子力災害時において放射性物質が放出された後には、OIL1又はOIL2に基づき住民等に避難又は一時移転等の防護措置を実施し、その防護措置の対象となった住民等に対して、避難退域時検査を実施し、除染すべき基準を超える場合には簡易除染を実施することが規定されている。

本業務では、県内の避難退域時検査場所候補地12か所において、現地調査等を実施し、必要な情報を整理したうえで、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（令和4年9月28日付け内閣府（原子力防災担当）、原子力規制庁）」に準拠した検査場所のレイアウト図を作成することにより、緊急時に円滑な対応ができる体制を構築することを目的とする。

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日まで

### (4) 入札方法

入札金額は、本業務に要する費用の総額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5～7年度競争入札参加資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 過去3年間の間に、国又は地方公共団体等が発注する原子力災害時の避難計画に係る調査等業務を受託した実績があること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-941-2111（代表）内線 2341

089-912-2341（ダイヤルイン）

- (2) 入札関係書類の交付

令和5年6月6日（火）午後5時15分まで愛媛県ホームページ

(<https://www.pref.ehime.jp/>) でのダウンロード又は上記（1）の場所での手渡しにより交付する。

- (3) 入札の日時及び場所

令和5年6月7日（水）午後2時00分

愛媛県庁舎第一別館3階災害対策室

即時開札とする。

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及契約保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収

納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 137 条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第 154 条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

### **(3) 入札者に要求される事項**

この一般競争入札に参加を希望するものは、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 申請書の受付時期

令和 5 年 5 月 26 日（金）から 6 月 1 日（木）午後 5 時 15 分まで

イ 受付場所

上記 3 の（1）に掲げる場所

### **(4) 入札の無効**

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

### **(5) 契約書作成の要否**

要

### **(6) 落札者の決定方法**

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

### **(7) その他**

詳細は、入札説明書による。